

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 商標法施行令の一部改正

一 政令で定める要件

商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の1及び2のいずれにも該当することとする。

1 商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。

2 商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。
(第一条関係)

二 政令で定める電磁的方法

商標法第六十八条の二第五項の政令で定める電磁的方法は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法とすること。
(第七条関係)

第二 特許法等関係手数料令の一部改正

一 出願審査の請求の手数料の減免の件数の制限を受けない者及び件数の限度

1 特許法第百九十五条の二ただし書の政令で定める者は、第一条の二第一号イ又はロに掲げる要件に

該当する者とし、同法第九十五条の二の二ただし書の政令で定める者は、特許法施行令第十条第三号から第六号までのいずれかに該当する者とする事。

（第一条の五関係）

2 特許法第九十五条の二ただし書の政令で定める件数は、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）において、基準件数（同法第九条の二第二項に規定する中小企業者以外の会社の平均的な出願審査の請求の件数を勘案して経済産業省令で定める件数をいう。以下同じ。）から、当該年度において同法第九十五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けた特許出願の件数を減じた件数とし、同法第九十五条の二の二ただし書の政令で定める件数は、各年度において、基準件数から、当該年度において同法第九十五条の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減又は免除を受けた特許出願の件数を減じた件数とすること。

（第一条の六関係）

二 電磁的方法による商標に係る国際登録出願の手数料

商標法第六十八条の二第五項の政令で定める額は、一件につき九千円とすること。

（第三条の二関係）

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 附則

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十一号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとする。ただし、第一の二の規定及び第二の二の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行することとする。 （附則関係）